一般質問

避難施設の運営
市民センター・公民館を福祉避難所として利用
避難者のプライバシー確保などに配慮

松下　賢一郎（藤沢市公明党）

質問　特別な配慮が必要な高齢者などのため、特別養護老人ホームなどを福祉避難所として指定することは、本市においても既に対応しているが、実際には、まず各地域の避難施設に避難することになるため、各避難施設にバリアフリーやある程度のスペースが確保された福祉的スペースの確保が重要と考える。そこで、避難施設における福祉コーナーの設置と避難施設の考え方について、聞きたい。

答弁　藤沢市地域防災計画では、避難施設での生活環境を良好なものとするため、高齢者、障がい者等の災害時要援護者へのケア、避難者のプライバシー確保、大人と子どもや男女のニーズの違いへの対応などに十分配慮する必要があるとしている。災害時要援護者に対しては、避難施設での生活が困難な場合には、市民センター・公民館を一時的な福祉避難所とし、仮設住宅に入居可能となるまでの間、民間の福祉施設で受入体制が整ったところへ順次避難していただく。

福祉施設への移送は、避難施設従事職員からの報告を受けて、協定を結んでいる民間タクシーや消防局、その他公用車等を活用し、その時の状況で最適な手段により行っていく。

高齢者支援のためのいきいき長寿プランふじさわ2014

障がい者雇用に市の果たす役割は

竹村　雅夫（かわせみクラブ）

質問　市役所内における障がいのある方の就労状況について聞きたい。

答弁　市役所内において、障がいのある方は、四十一人が常勤の職員として勤務している。そのほか、外部委託として庁内における文書の集配等や職員会館の喫茶店業務等においても働いている。

質問　障がい者雇用の先進自治体の中には、職員がともに働き理解し合うことや障がい者雇用の仕組みを発信することを掲げているところがある。この内容は、障がい者雇用について自治体が担う役割をわかりやすく述べていると思うが、市の見解を聞きたい。

答弁　本市では、ふじさわ障がい者計画２０１４の目指す社会像の一つとして全ての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくりを掲げている。障がいのある方がさまざまな社会的障壁により働くことが制限されてしまう現状を踏まえ、障がい特性に配慮し、関係機関や企業、事業所と連携して、多様な就業の機会を確保することや庁内での職場体験を通じて民間企業への就労へつなげることなど、将来に向けた選択肢を広げることが大切であると考える。本市としては、このような取り組みを積み上げることや先進事例などを参考に、障害者基本法の理念を踏まえ、みんなにやさしい藤沢、いきいき働ける藤沢の実現に努めていく。

高齢者重点施策を推進
いきいき長寿プランふじさわ2014
特養待機者解消に取り組む

加藤　なを子（日本共産党藤沢市議会議員団）

質問　高齢者施策については、これからますます力を入れる分野と考えるが、今後、どのような点に重点を置いて施策を進めるのか、市の取り組み状況を聞きたい。

答弁　高齢者施策の分野においては、本市のいきいき長寿プランふじさわ２０１４の中で、①相談支援体制の充実②認知症支援施策の充実③介護・医療との連携④介護予防・生活支援サービスの充実⑤施設・居住系サービス基盤の促進――以上五項目を取り組むべき重点的事項としている。特に施設・居住系サービス基盤の促進は、現在、特別養護老人ホームの入居待機者が千八百人を超え、なかなか入所できない状況である。このため、いきいき長寿プランふじさわ２０１４において三施設・定員三百床の整備目標を定め、待機者解消に取り組んでいる。

質問　仕事をやめ自宅での介護、老々介護、認認介護など家族の介護も限界である。高齢化に対応する事業や施策を強化すべきと考えるが、見解を聞きたい。

答弁　本市としては、高齢者等が地域の中で孤立しないよう、迅速に必要な支援に結びつけられるよう、地域包括支援センターを中心に、民生委員や地域団体等と連携した見守りネットワークの構築を進めており、今後も引き続き強化に努めていく。

バリアフリー化
今後の施設の拡充は

武藤　正人（藤沢市公明党）

質問　本市では、障がいのある方の外出支援として、「藤沢バリアフリーマップ」を作成した際に、市内公共施設、大型商業施設、金融機関など二百五十五カ所の施設の現況調査を行い、この中でトイレがある施設百九十一カ所のうち百四十三カ所に車椅子対応のトイレが設置されており、駐車場がある施設は、百八十五カ所のうち百十八カ所に障がい者用駐車スペースが設置されている。

答弁　現状については、「藤沢バリアフリーマップ」を作成し、情報発信を行っている。そこで、市内における車椅子等で利用できるトイレや障がい者用の駐車場のある施設の現状と今後の拡充について見解を聞きたい。

答弁　現状については、「藤沢バリアフリーマップ」を作成し、情報発信を行っている。そこで、市内における車椅子等で利用できるトイレや障がい者用の駐車場のある施設の現状と今後の拡充について見解を聞きたい。

本市ではふじさわ障がい者計画２０１４に基づき、公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例及び藤沢市公共施設ユニバーサルデザインを念頭にみんなのトイレの設置等も含め、公共建築物や公園等の整備を進めてきた。その結果、計画策定から現在まで十二カ所のオストメイトトイレの整備を行い、二十五年度については、二カ所の公園施設を改修する予定である。今後も、障がいのある方が安心して外出ができるよう、継続してバリアフリー化への対応を図っていく。

エネルギーの地産地消
今後の取り組みは

市川　和広（自民クラブ藤沢）

質問　藤沢に合った藤沢らしいエネルギーの地産地消を進めるための市の見解を聞きたい。

答弁　本市としては、エネルギー関係事業者や環境フェアの参加企業などとの連携を視野に入れていくとともに、民間事業者と市で知恵を出し合いながら協働する取り組みを検討していく。

質問　平成二十八年から実施予定の電力小売りの全面自由化を見据え、エネルギーの地産地消にどのように取り組んでいくのか見解を聞きたい。

答弁　本市としては、市民が安心して暮らすことができ、次の世代に郷土を引き継ぐということを基本にエネルギー問題に取り組むことが重要であると考える。そのためには、太陽光を初めとした再生可能エネルギー及び新エネルギーである燃料電池の普及をこれまで以上に推進していくとともに、地元企業や市民とともに新たなエネルギーの需給システムを構築する必要があると考えている。

現在、エネルギー問題は我が国の大きな課題となっており、新聞等で報道されている二十八年の電力自由化の実現には大きな期待を持っている。

電気事業法の一部を改正する法律案の成立を視野に入れ、エネルギーの地産地消に向けて実効性の伴う施策を実施していく。

飼い主のいない猫トラブルへの対応

有賀　正義（みんなの党藤沢）

質問　飼い主のいない猫に対する苦情の状況を聞きたい。

答弁　飼い主のいない猫に対する苦情の多くは、自宅敷地等で生まれた子猫、猫のふん尿による悪臭、発情期の猫の鳴き声、車の傷や畑の掘り起こし、餌の放置に対する苦情等である。

質問　地域でのトラブルの原因となる飼い主のいない猫について、発生の原因と行政の対応の考え方を聞きたい。

答弁　飼い主のいない猫が発生してしまう原因は、無責任な飼い主によって捨てられた猫、飼い猫が迷子になったことによる野良猫化、不妊手術をしていない外飼いの猫の繁殖などがある。さらに、飼い主のいない猫に対して地域の理解が得られないまま行われる無責任な餌やりが近隣トラブルを引き起こしている。

本市では、飼い猫の終生飼養、室内飼育、不妊、去勢手術を勧めている。また、飼い主のいない猫に餌やりをする方に対しては餌の片づけ、周辺の清掃やふんの始末、不妊、去勢手術を含めた適正管理等の指導のほか、地域の理解を得るための話し合いやボランティア団体との協力を勧めている。

今後も、猫の室内飼育を含め、適正な飼養に関して啓発を行っていく。

意見書
2件を政府等へ提出

○ＵＲ賃貸（旧公団）住宅の継続家賃値上げ中止、高家賃引き下げを求める意見書

都市再生機構は、継続家賃を平成二十六年四月一日に改定する方向で現在その作業を進めているが、居住者にとって家賃は最大の出費であり、収入が年々低下する中で家賃を支払い暮らしているのが現状である。そのような中、都市再生機構は、三年ごとの家賃改定をルールとしており、二十三年度には家賃収入の減収と「近傍同種家賃」との格差を理由に値上げを実施したが、高家賃団地ほど空き家率が高くなっている。

また、都市再生機構は、全国で一〇％を超える空き家を放置しながらも、家賃収入の実質上一五％もの純利益を上げ、その大半を宅地事業等の穴埋めに回している。

一方、ＵＲ賃貸住宅は、法制上「住宅セーフティネット」に位置づけられ、都市再生機構法附帯決議では、「居住者に過大な負担にならない家賃への配慮」を都市再生機構に求めている。

よって、政府等関係機関に対し、家賃の値上げ作業を直ちに中止し、高家賃引き下げによる居住者の安心の確保と社会的にも大きな損失である空き家の早期解消に努めること等を要望する。

○地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、政府に対し、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること、また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「五対五」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること等を要望する。

（以上、要旨を掲載）